

はじめに□□□

1. 景観とは何か

景観とは、その地域の自然環境や立地条件を生かしつつ、そこに生活してきた人々が創りあげてきたものであり、長い歴史の中で培われ受け継がれてきたものです。

良好な景観は、その地域の文化の一部として住み心地の良さにつながるとともに、そこに住む人にとっての誇りと愛着の対象となり、外から訪れる人々をひきつけることにもなります。

景観に対する感じ方や接し方は人によって様々ですが、長い歴史の中で好ましくないものが淘汰され、好ましいもの、その地域に合ったものが受け継がれてきた結果として現在の景観があります。さらに、小川のせせらぎや小鳥のさえずりなどの聞こえてくる音、風や山の緑、川の水に触れて肌で感じるもの、四季折々の草花から漂う匂いなど、単に目に見えるものだけでなく、様々な要素が合わさりつながることにより、良好な景観は形成されています。

また、豊かな緑や、それから生み出される澄んだ空気や清らかな水などは、私たちにとって大変重要であり、この自然と共生する日々の生活の中で培われてきた様々なものが、この高島の重要な景観構成要素となっています。

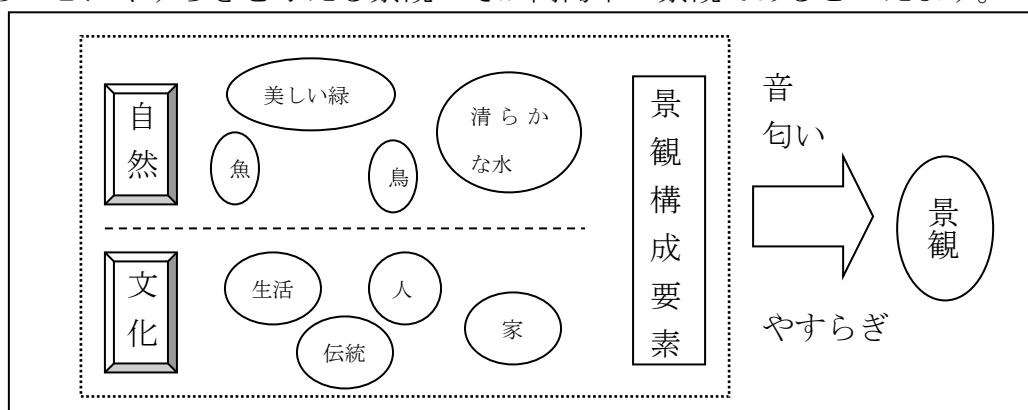
このように、人それぞれ景観に対する感じ方や考え方は様々ですが、私たちの心にやすらぎを与える景観こそが高島市の景観であるといえます。



針江の川端



生杉のブナ林



2. なぜ今、景観なのか

現代を生きる私たちは、物質的には豊かなのかもしれません。しかし、この豊かさを追求するために、景観はかつてない速さでその様相を変化させてきました。豊かな自然環境や先人たちが営々と刻み続けてきた地域の特徴的な景観が、時代の流れとともに、次第にその輝きを失ってきています。豊かさと便利さをもたらした現代文明は、一方で大量生産・大量消費・大量廃棄による浪費型のライフスタイルに結び付き、大気汚染や水質汚濁や地球温暖化など様々な地球環境問題や、各地のゴミ処理問題などを引き起こしています。

しかし、こうした動向は、いま大きな転換期を迎えています。日本においても、かつての量的充実を求める動向から、質的向上を目指す方向へと認識が移り変わってきています。

本市は、奥山の緑から琵琶湖の水までが一望できる、まとまりの良い美しい地域であり、自然と共に暮らしてきた美しい風景が今も多く存在しています。これは市民にとっての大切な環境であり、「日本の原風景」と言ってもよい風景です。

この自然豊かな景観を、私たちは、心やすらぐ高島の景観として、次の世代に引き継がなくてよいのでしょうか。



松ノ木内湖



棚田の稲刈り

3. 良好な景観への取り組み

平成15年7月に国土交通省では、この日本を魅力ある国にするために、美しい国づくり政策大綱を公表しています。その中では、この国土を国民一人ひとりの資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐということが謳われています。

また、観光立国行動計画～「住んでよし、訪れてよしの国づくり」戦略行動計画～も公表されており、国を挙げての取り組みが行なわれようとしているところです。

こうした背景のもと、景観法は、都市や農山漁村等における良好な景観の形成を促進し美しく風格のある国土の形成と、潤いのある豊かな生活環境の創造、及び個性的で活力のある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上ならびに国民経済および地域社会の健全な発展に寄与するため、国民共通の基本理念や、国・地方公共団体・事業者・住民それぞれの責務を定めるだけでなく、行為規制や景観地区の指定、景観協定の締結等を定めた法律として、平成17年6月に施行されました。

これは、良好な景観を地域の資産と定義し、その保全や活用を目的とする我が国初の総合的な法律であり、制度を活用することによって、それぞれの地域が良好な景観形成に取り組むことを目的としています。

これまでも、市内の旧町村において景観形成に関する基本方針がそれぞれ立てられており、これにもとづきそれぞれ地域の個性を生かした景観形成を行なってきました。

また滋賀県においては、「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づき、琵琶湖や主要道路・河川周辺の景観保全を行なっています。

今後これらの取り組みや施策を基礎とした景観形成を推進していかなければなりません。



湖岸のヨシ原



湖西の松林

(日本の白砂青松百選)

4. 計画の位置付け

本計画は、景観法第8条に規定する景観計画として定めるものです。そしてこの景観計画は、景観行政団体が定めることとなっています。そのため本市は、滋賀県の同意を得て、平成17年11月18日をもって景観行政団体となり、ここに景観計画を策定できるようになりました。

本計画は、わたしたちを取り巻く環境が刻々と変化し続ける中、この自然豊かで美しい市を、五十年・百年・千年先の世代へ引き継げるよう、持続可能で心やすらぐ高島らしい景観づくりの指針を示したもので、上位計画である第2次高島市総合計画とも整合しています。



安曇川河口付近

第1章 高島市の現況

1. 位置と地勢

高島市は、滋賀県の北西部に位置し、陸地面積は約511Km²、琵琶湖の湖面の面積が約182Km²の合計約693Km²と滋賀県最大を誇ります。東は琵琶湖に、南西部は比良山地を境に大津市と京都府に、北西部は野坂山地を境に福井県に接しています。

本市の陸地面積の約72%を占める緑豊かな森林は、美しくきれいで豊富な水を生み出しています。その水は、安曇川を始めとする多くの河川となり、また地下水脈としてたくさんの命を育みながら私たちの生活を潤し、琵琶湖へと注いでいます。

この豊かな水の恵みを受け、本市には、自然と共生した心やすらぎ景観が多数存在しています。



2. 沿 革

豊かな水をたたえる琵琶湖と緑豊かな山々に囲まれた本市には、古来から人々が住み着き、独自の文化を育んできました。市内で確認されている縄文時代以前の石器などから、この地域での人々の生活は、約1万年前から始まっていたと考えられています。さらに、仏性寺遺跡・北仰西海道遺跡・針江浜遺跡・熊野本遺跡などの縄文や弥生時代の遺跡、妙見山古墳群・田中古墳群・鴨稻荷山古墳などの古墳時代の遺跡、他にも数多くの古代に創建されたことを伝える寺社や中世以前の美術工芸品などが残され、早い時期から多様な人々の生活が続けられてきたことを物語っています。



鵜川四十八体仏



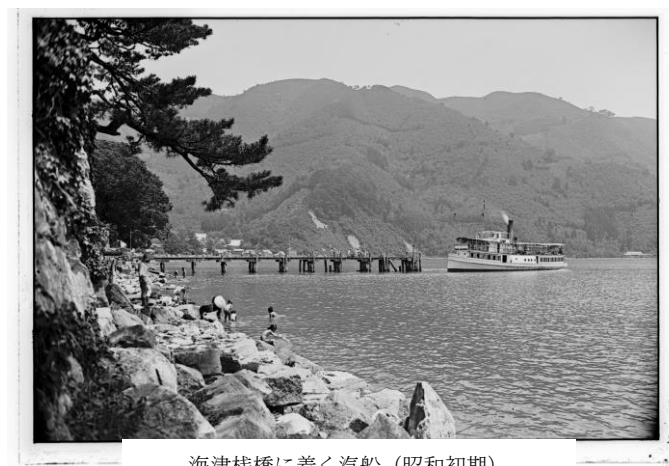
妙見山古墳群出土玉類

また、風光明媚な地としても知られ、「勝野の原」や「香取の浦」が『万葉集』にも詠まれています。



万葉歌碑（音羽地先）

高島の地は、古くは日本海と奈良・京都の都を結ぶ陸上交通や湖上交通の拠点として繁栄してきました。古代においては勝野津・木津、中世以降では今津・海津などの地が主要な港として、また街道の宿場として賑わってきました。湖岸地域には、こうした港町の名残や、かつては多く見られた内湖があり、山麓や平野の各地にも豊かな河川や湧水などによって形作られた水辺景観が数多く、高島の景観の大きな特徴となっています。



海津栈橋に着く汽船（昭和初期）

北西の山間部や中央部の平地に点在する集落では、それぞれの地域の特性を活かした生業が育まれてきました。豊かな土壌や水を活かした農漁業をはじめ、山間部では炭焼きや木地師の活動なども盛んでした。現在もこうした生業を育んできた景観が残されています。

近代以降になると、蒸気船の登場や江若鉄道の開通などによる湖上や陸上交通網の発達、高島地域の人々の生活に急激な変化をもたらしました。また各地で道路やトンネルが整備されるとともに大型の建造物が登場し、一方では河川の改修や内湖の埋め立てなどが続き、市内の景観は大きな変化を見せるようになりました。



今津浦

（昭和初期）

3. 市民の思い

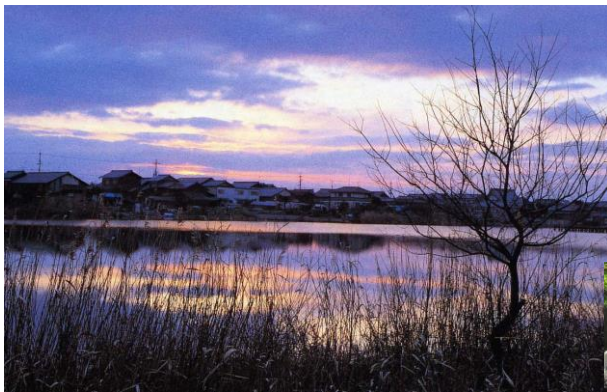
本市の景観を考え、良好な景観の形成を進める上で、市民が高島の景観をどのように感じており、またどのようなまちになって欲しいと考えているのかが最も重要です。

市では、平成17年7月から9月にかけて行った、総合計画策定にかかる住民意向調査と平成17年10月に行なった高校生に対するアンケート調査をもとに、その傾向を分析しました。(資料参照)

この住民意向調査の結果をみると、地域の宝物として残していくべきものと考えられるのは、里山や川などの「自然に関わるもの」と地場産業や祭事など「人の活動(営み)によるもの」に大別することができ、本市が豊かな自然環境とその中で培われてきた人々の営みの歴史の上に、現在の暮らしが成り立っていることを示していると考えられます。

また、高校生に対して行われたアンケート調査からは、琵琶湖や山並みの自然環境やまちなみの風景に満足しており、これを大切に守り、愛着や誇りを持って、環境にやさしい住みよいまちづくりが望まれていることがうかがえます。

これらのことより、自然環境や伝統的な営みなどが私たちが生活する上で欠かせないもので、これらを「大切に守っていかなければならない」との市民の強い思いが伝わってきます。



乙女ヶ池



七川祭

第2章 景観計画の基本理念と方針

現在、高島市が抱えている問題は少なくありませんが、そのひとつひとつを次の世代に向けて解決していく必要があります。

わがまち高島が、今も将来も住みよく豊かなまちとなり、持続可能で美しい景観を次の世代に継承していけるように、良好な景観形成を推進するために、ここに基本理念を定めます。

1. 基 本 理 念

本市は、日本を代表する広大で美しい水をたたえる琵琶湖と、変化に富んだ地形を持つ緑豊かな山々など、美しい自然に囲まれた地域です。山々から流れる河川や湧水に育まれ、また、古くから都と北陸地方を結ぶ交通の拠点として繁栄してきたところでもあります。

これらの自然を基礎とし、人々の活動の結果により形成される景観には、歴史的な時間の積み重ねがもたらした独特な美しさとともに、豊かな文化的価値が込められています。人や自然、文化などがお互いに調和しつつ創りあげられた「高島らしい景観」の大きな特徴です。

こうした景観特性を踏まえつつ、豊かな自然と長い歴史を通じて形成されたこの恵まれた風土を活かして、高島にしかない景観を積極的に保存や活用し、地域にとってはもちろんのこと、そと（来訪者）から見ても“豊かな地域社会”を象徴する景観づくりを進めていきます。



桜まつり
(日本の桜名所百選)



水鳥観察会（木津浜）

2. 良好な景観形成に関する方針

良好な景観は、地域の環境を大切にし、持続可能であることが基本となります。基本理念を踏まえて総合的な景観形成を進め、それを子孫に伝えるため、次のとおり良好な景観形成に関する方針を定めます。

①水と緑が織りなす豊かな自然景観

わたしたちにとって、心の拠りどころであり、また、日常の営みの場としての潤いと安らぎのある自然環境は、市域の景観にとっても必要不可欠なものであります。自然との共生はこの地で生活する人々の、持続可能な営みの原点であり、これは今も昔も変わりありません。この水と緑が織りなす豊かな自然環境を守ることによって生活の質を高め、高島らしい景観を保全していきます。

②人々がつどい、人から人へと伝える景観

長い歴史の中で培われ形成されてきた地域には、そこで生きる人々の暮らしの中で形成された、それぞれ特徴のある景観を持っています。これらは、お互いに支え合い協同し合い形成されてきたもので、現在の私たちにも受け継がれています。

これからも、今まで以上に豊かな地域社会を構築していくために、人から人へと受け継がれてきた景観を大切にします。

③個性豊かな文化的景観

地域の住民が日常の暮らしにおいて、地域独特の気候や土地の状態を利用して作り出してきた良好な景観がたくさん存在します。

これらの個性豊かな景観を文化的に価値があるものとして再認識し、その貴重な文化的景観を地域で守り次の世代へ引き継いでいきます。

④良好で魅力的な景観の創造

自然と調和した豊かな本市の景観として「日本の桜名所百選」に選ばれた海津大崎の桜や国指定史跡など、すでに全国的にも高い価値を認められた箇所がいくつも存在しています。これらのイメージを大切にしながら、新しい高島にふさわしい良好で魅力的な景観を創造していきます。

3. 地域の特性と景観

市内の各地域には、自然環境や歴史の過程を経て形成された特色ある景観が多数存在しています。そのため、これらの特色ある景観を良好に保全・形成していくことが今求められています。高島の景観の特性はその地形によるところが大きく、その地形は、山地・山間や平野・湖岸などの面的要素が大きな広がりを持っています。そして、それらを河川・道路・鉄道などの線的要素がつないでいます。これらのつながりのある景観が良好に保全・形成されるよう、面と線のそれぞれが持つ景観の特性に配慮することも必要なことです。

これらのことを踏まえつつ、前記の共通事項に加え次の地域の類型にしたがって景観形成に関する方針を定めます。

I. 山地・山間地域

山地地域と山の斜面や谷に沿って形成された棚田をはじめとする農地と、里山や山林と共生してきた集落からなる山麓部に位置する地域



冬の生杉

- ・ 山間・山麓部については、周辺の自然と調和のとれた集落と里山の景観として保全に努めます。
- ・ 森林の適正な維持管理を行い、豊かな自然環境の保全に努めます。
- ・ 奥山の原生林を構成する動植物を保護し、自然の多様性を保護する地域として、その景観の保全に努めます。

- ・借景ないし背景としての山並みの景観を大切にし、その保全に努めます。
- ・隣接する場所が別の種類の地域になっている場合は、両方の地域に配慮することとします。

Ⅱ．田園地域

山麓から広がる平野の水田を中心とした農地と点在する集落とで形成され、広がりのある農村景観により構成される地域



ソバ畑

- ・実りある大地を大切にし、適正な管理を行い、農村景観の保全に努めます。
- ・広がりのある田園景観の中に大規模建築物等の建設をする場合は、周辺景観との調和が図られるよう努めます。
- ・隣接する場所が別の種類の地域になっている場合は、両方の地域に配慮することとします。

Ⅲ．市街地地域

既存市街地として、住宅や商業施設などが集積しており、歴史あるまちなみの景観と、近代的な景観の双方により構成される地域



今津浜通り

- ・歴史のあるまちなみを有する地域における建築物等については、伝統的な景観を守り、統一されたまちなみを創出するため、形態や意匠、色彩などの周辺との調和に努めます。
- ・歴史のあるまちなみを有する地域は、人々が集い心やすらぐまちなみ景観の創造に努めます。
- ・近年発達してきた地域においても、周辺地域との調和に配慮しつつ魅力的なまちなみ景観を創出します。

- ・建築物の敷地における緑化等に配慮し、潤いのある景観形成に努めます。
- ・看板等については、大きさや色調に配慮し、建物やその周辺景観と調和がとれるよう努めます。
- ・隣接する場所が別の種類の地域になっている場合は、両方の地域に配慮することとします。

IV. 湖岸地帯

琵琶湖の湖岸に近く、湖と一体となった景観が続き、湖上や湖辺から望むことのできる地域



萩の浜

(日本の渚百選)

- ・伝統的な石積み護岸や松林、砂浜などは、それらの適正な保全や修復に努めます。
- ・湖周辺の集落は、その地域と湖が密接な関係にあった由来を尊重し、湖と一体となった景観形成に努めます。
- ・多くの人が訪れ憩いの場となる地域においても、湖岸の自然環境を大切に、周辺の良い景観を阻害しないよう努めます。
- ・自然環境の保全に努め、植物や生物の生態系の保護に努めます。
- ・湖岸周辺から山並みやまちなみを望む景観を阻害しないよう努めます。

V. 河川沿岸

主要な河川と、そこから望める地域で、河川と生活とが密着した地域



上小川集落

- ・河川周辺の緑を残し、適正に管理するよう保全に努めます。
- ・河川とその周辺をとりまく緑が、河川周辺の市街や田園と一体となって良好な景観を形成できるよう努めます。
- ・誰もが安全に水に親しめる河川となるよう、河川周辺の美化や水質の保全

に努めます。

VI. 道路・鉄道沿線

幹線道路や鉄道沿線で、市民生活の動線となる地域



メタセコイア並木

(新・日本街路樹百選)

- ・ 幹線道路やＪＲ湖西線は、本市の動脈であるだけでなく、訪れる人々のアクセス経路であり、賑わいと潤いのあるまちなみとなるよう、けばけばしい色彩の建造物や屋外広告物を抑え、良好な景観の創造に努めます。

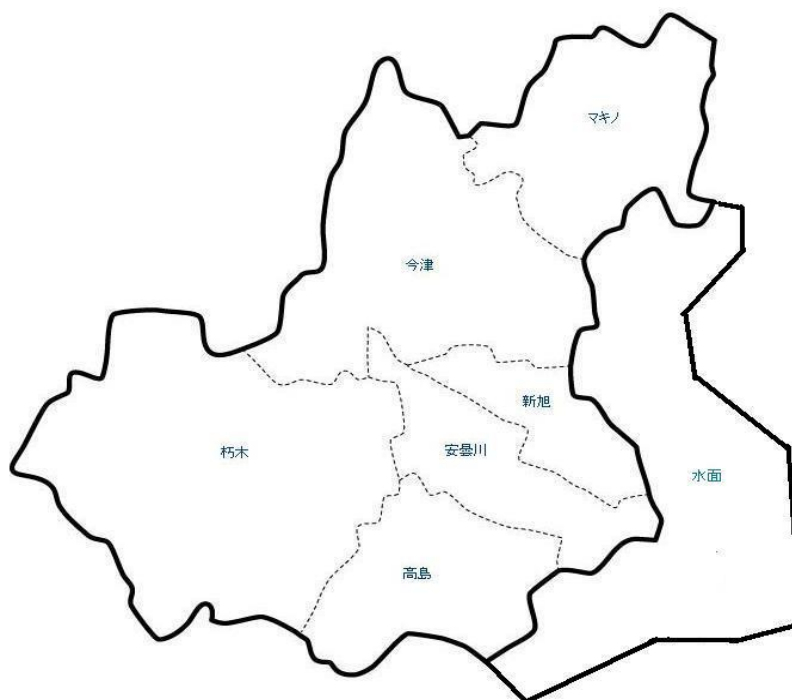
第3章 景観計画の区域

1. 景観計画区域

高島市は、琵琶湖や河川、湧水などの「水」と、森林・里山・田園などの「緑」とが織りなす豊かな自然に恵まれたまちです。

これらの自然は、私たちが生活する上で最も必要なものであり、また長い歴史を通じてくらしの源となってきました。豊かな自然環境は、今でも様々な恩恵を与えてくれています。単に人と自然のつながりだけでなく、人々の日常生活から生み出される情景と、自然そのものが持つ心を和ませる風景とが、幾重にも重なりつながる事によって、本市の誇るべき良好な景観が形成されています。

こうしたことから、自然環境を守り育て、人と自然が共生できる魅力あるまちづくりを推進するため、景観計画区域を本市の全域とし、良好な景観の保全を図っていきます。



景観計画区域図

2. 景観形成推進区域

本市の中で、積極的に伝統的な景観を保全していこうという地域については、景観形成推進区域として位置付け、他の地域の模範となるような景観形成を推進していきます。

なお、この景観形成推進区域は、文化的景観地区と水辺景観地区により構成されています。

I. 文化的景観地区

市内には、地域の自然環境を生かし、人々の生活又は生業と結びついて形成された文化的景観が数多く残されています。

文化的景観とは、このような地域における人々の生活や日々の生業が、その地域固有の環境をもとにして作り出されてきたものです。そのうち特に典型的な重要文化的景観は、人々がこれまでどのような暮らしまたは生業を営んできたかを理解する上で欠くことのできないものをいいます。

市内には、この文化的景観の候補地となり得る貴重な景観地が数多く存在し、特に長年の琵琶湖や内湖・河川などと共生する生活によって形成されてきた、湖辺の石積みや白い砂と青い松が美しい湖岸の松並木、豊富な湧き水を利用した川端・カワト、集落の中をめぐる水路、湖岸に点在する内湖、漁場や港などの素晴らしい水辺景観は、全国的にも注目を集めています。

また他にも、山間部の集落に広がる田園風景や独特の景観を作り出す棚田、市西部の山々を水源とする溪流や小川、そして、その周辺で続けられてきた林業や漁業が生み出す景観、また伝統的な手工業等の継承によって生み出されてきた景観などが数多く、これらもまた文化的景観の候補地といえます。

これら多くの文化的景観をより良い姿で守り伝えるとともに、まだ気付いていない景観を掘り起こし、地域や市民の資産・資源としてこの景観を保全していくとともに、新たな景観の創造が望まれる地区として位置付け、さらなる良好な景観の形成に取り組みます。



安曇川のヤナ

(未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選)

(1) 海津・西浜・知内の文化的景観地区

この地域は、琵琶湖のほぼ北端に近い位置の湖岸に沿って開けた地域で、その景観の特性は、北から桜並木と奇岩の景観で知られる「海津大崎地区」、湖に開かれた集落と内湖・石積みをもつ「海津・西浜地区」、砂浜と漁業の景観が広がる「高木浜・知内地区」の3つのゾーンに分けて考えることができます。

「海津大崎地区」は、「日本の桜名所100選」にも選ばれ、全国的にも知名度の高い海津大崎の桜並木の続く地域で、湖岸一帯は多くの奇岩が作り出す名勝地としても知られます。大崎寺や「義経の隠れ岩」など、古くからの歴史や伝承を伝える見所も存在します。

「海津・西浜地区」は、湖岸に続く石積みと、かつては日本海と都をつなぐ結節点であった宿場町の面影を残す景観が特徴的です。とくに湖岸約1.2キロに渡って続く石積みは、波除けとしての働きだけでなく、湖岸の人々の生活に深く関わっており、周辺住民は現在もその保全に努めています。また、かつての港であった中ノ川河口付近には、内湖や船溜りの痕跡が残され、その上流である奥田沼周辺には稀少生物が生息し、この地域でしか見ることのできない自然景観を作り出しています。

「高木浜・知内地区」の特性は、湖岸に続く白い砂浜と松林、そして知内川付近の漁業景観です。特に知内は、近世・近代を通じて栄えた北湖有数の漁村であり、ヤナや漁港・漁具倉庫などが存在しています。

この地域で生活する人々とともに、身近にある地域の自然と調和し、また、今もなおその面影が色濃く残されている典型的な文化的景観を保全していくため、景観形成協定の推進を図るなど、より好ましい景観の形成施策に積極的に取り組んでいきます。



海津の石積み

（２）新旭地域のヨシ群落および針江大川流域の文化的景観地区

琵琶湖およびその周辺のヨシは、古来屋根葺きや簾^{すだれ}など、生活の中で利用され、湖岸の集落の人々の適切な管理により、美しい自然としても親しまれてきました。新旭地域の湖岸には、県内有数のヨシ群落が維持され、良好な水質を保つと共に魚や鳥の棲み家となっています。

ヨシ群落で育った魚は、人々の貴重なタンパク源として食されてきました。ヨシ群落の周辺にはエリ漁をはじめ、もんどり等の漁具を使った漁業が行われ、人々の^{なりわい}生業の場として育まれてきた風景が残っています。

針江大川流域には、豊かな水田風景が広がっており、さらに溯ると滾々と湧き出る水が集落内の水路を巡り、多くのお家には水路とつながる「かばた」があります。これはまさしく琵琶湖と一体となった地域風土の中で形成された固有の生活文化です。

この地域で生活する人々とともに、身近にある地域の自然と調和し、また、今もなおその面影が色濃く残されている典型的な文化的景観を保全していくため、景観形成協定の推進を図るなど、より好ましい景観の形成施策に積極的に取り組んでいきます。

(3) 大溝・乙女ヶ池周辺の文化的景観地区

この地域は、琵琶湖と内湖周辺および近世以降の城下町に暮らす人々の生活と自然条件が作り上げた水辺の文化的景観です。

江戸時代の城下町を原形とする町並みと水城の貴重な遺構として知られる大溝城跡、その水堀としての役目も果たした乙女ヶ池が広がる湖岸一帯、そして城跡の北西に広がる水辺の城下町という、この地域の歴史と風土が作り上げ、さらには地域に暮らす人々が守り続けてきた景観が広がっています。

乙女ヶ池は、現在でも稀少となった琵琶湖周辺の内湖として景観上の大きなポイントとなっていることはもちろん、古代北陸道沿いの主要な港である「勝野津」と呼ばれる入江として、早くから水陸交通の拠点として繁栄してきた地域です。

また、城下の町並みは、江戸時代には大溝藩分家2万石の拠点として、陣屋や武家屋敷・町家が立ち並ぶ城下町として形成され、町割り水路・家並みの景観は、最も重要な地域の一つとして、大変良好な形で現在の市街地に引き継がれています。

これらはまさしく琵琶湖と一体となった地域風土の中で形成された固有の生活文化です。

この地域で生活する人々とともに、身近にある地域の自然と調和し、また、今もなおその面影が色濃く残されている典型的な文化的景観をより良い形で次代へ継承していくため、景観形成協定の推進を図るなど、より好ましい景観の形成施策に積極的に取り組んでいきます。



城下町の町割り水路



乙女ヶ池

Ⅱ．水辺景観地区

琵琶湖や河川などの水辺に広がる景観は、本市を代表する特徴的な景観の一つです。

湖岸は、古くから湖上交通や陸上交通の拠点として発展してきたいくつものまちなみを有し、その一方今なおヨシの群生地が残るなど、自然環境にも恵まれた地域であります。

これらが織りなす良好な景観は、琵琶湖と共に生活をしてきた人々の営みを今日に伝える、特徴的な景観となっています。



貫川内湖



針江大川河口

また、主要な河川周辺においても、清らかな水と様々な伝統的漁法による営みに加え、やすらぎを求め人々が集い、また自然の眺望を楽しむ場所として、河川とその周辺が一体となって良好な景観を成しています。



安曇川中流（朽木）

この水辺景観地区は、滋賀県がふるさと滋賀の風景を守り育てる条例に基づき指定し良好な景観を保全してきた、琵琶湖景観形成地域と安曇川河川景観形成地区に朽木池の沢庭園を加えた範囲です。

景観形成推進区域図



凡 例		
	文化的景観地区	
	水辺景観地区	琵琶湖地区
		琵琶湖特別地区
		安曇川中流河川地区

第4章 行為の規制等に関する事項

1. 目 的

良好な景観を形成するためには、景観に対して影響を及ぼすと考えられる建築行為等について、一定のルールが必要となります。自然公園法などの他の法令で定められている事項を遵守しつつ、前章で定めた良好な景観形成に関する方針に基づき、次の類型別に定める事項に留意しながら、良好な景観が保たれ、また創出されるよう景観形成を進めます。

2. 景観形成基準

I. 市内全域（景観形成推進区域を除く） 別表 1

II. 景観形成推進区域

文化的景観地区

海津・西浜・知内の文化的景観地区 別表 2

新旭地域のヨシ群落および

針江大川流域の文化的景観地区 別表 2

大溝・乙女ヶ池周辺の文化的景観地区 別表 2

水辺景観地区

琵琶湖地区（主に湖辺部） 別表 3

琵琶湖特別地区（主に琵琶湖水面） 別表 3

安曇川中流河川地区 別表 3

※景観形成基準における定義

○建築物等：建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物および次に掲げる工作物

（1）垣（生垣を除く）、さく、へい、擁壁その他これらに類するもの

（2）煙突またはごみ焼却施設

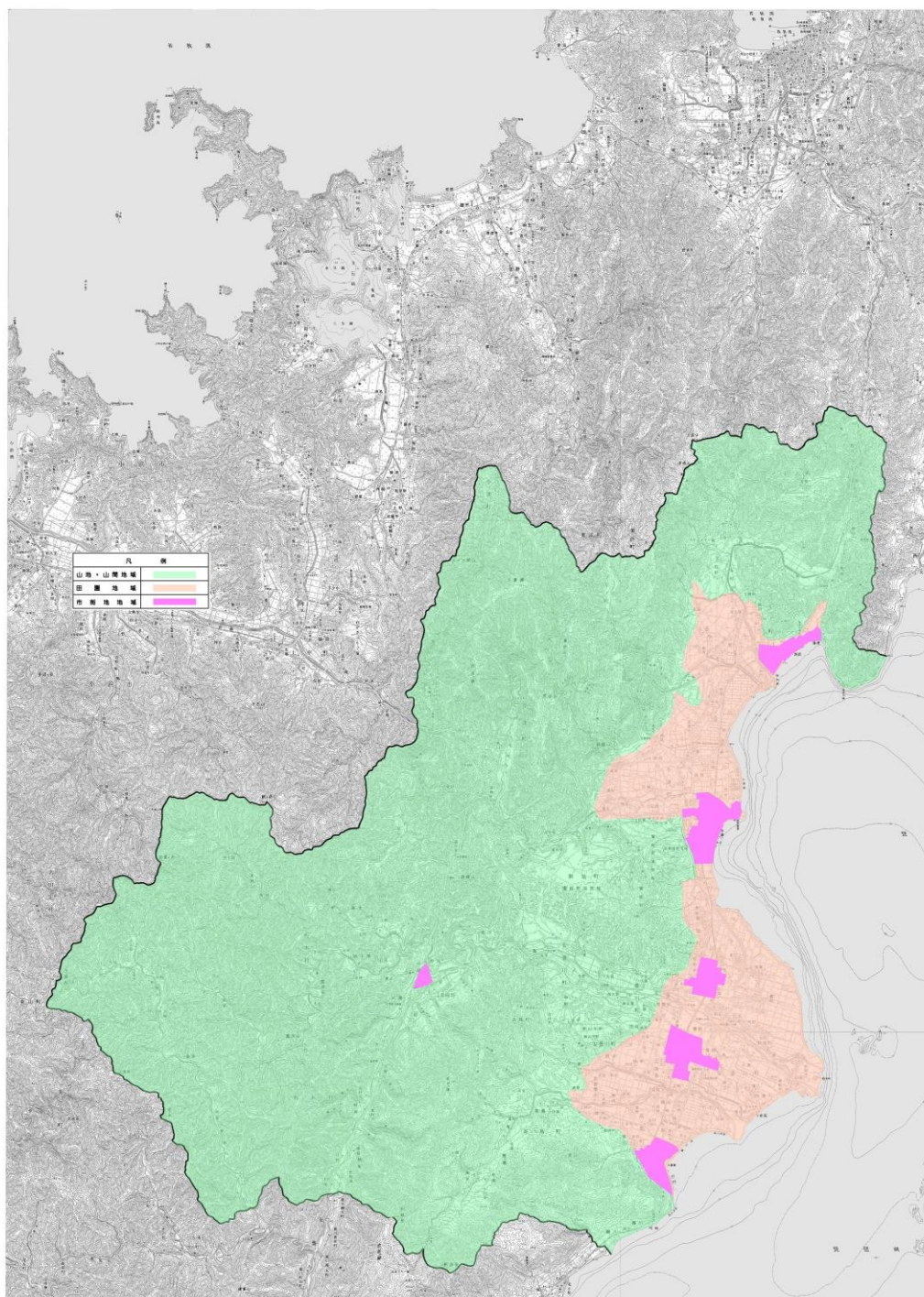
（3）アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの（屋外広告物法（昭和24年法律189号）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）および第11号に該当す

- るものを除く。)
- (4) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの。(屋外広告物に該当するものを除く。)
 - (5) 彫像その他これらに類するもの
 - (6) 高架水槽
 - (7) 汚水または廃水処理する施設
 - (8) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
 - (9) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する施設
 - (10) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
 - (11) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系(その他支持物を含む。)
 - (12) 土地に自立して設置する太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類するもの

○大規模建築物：高さ13m以上もしくは4階建て以上の建築物または建築物以外の高さ13m以上の工作物のうち次に掲げるもの。

- (1) 煙突またはごみ焼却施設
- (2) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの(屋外広告物法(昭和24年法律189号)第2条第1項に規定する屋外広告物(以下「屋外広告物」という。)および第11号に該当するものを除く。)
- (3) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの。(屋外広告物に該当するものを除く。)
- (4) 彫像その他これらに類するもの
- (5) 高架水槽
- (6) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (7) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する施設
- (8) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
- (9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系(その他支持物を含む。)のうちの送電線鉄塔およびその電線路

景観計画区域図



「この地図は、国土地理院発行の数値地図 50,000（平成 13 年 10 月 1 日発行）を使用したものである。」